

大磯町まちづくり条例施行規則 新旧対照表

改正案		現行	
第1条～第87条 省略		第1条～第87条 省略	
<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>			
別表第1 省略		別表第1 省略	
別表第1の2 (第6条、第59条関係) 葬祭場等の基準		別表第1の2 (第6条、第59条関係) 葬祭場等の基準	
種別	基準	種別	基準
設置の 計画上 の措置	(1)～(3) 省略 (4) 隣地境界線から葬祭場等(敷地内の工作物を含む。)の外壁等(外壁に代わる柱の面並びにバルコニー、ベランダ、出窓及び戸袋を含む。工作物にあつては、これらに相当する外壁を含む。)までの距離は4メートル以上(住居系用途地域外にあつては、2メートル以上)とし、隣地境界線に沿って中木又は高木による緑化を行うこと。 (5)・(6) 省略	設置の 計画上 の措置	(1)～(3) 省略 (4) 隣地境界線から葬祭場等(敷地内の工作物を含む。)の外壁等(外壁に代わる柱の面並びにバルコニー、ベランダ、出窓及び戸袋を含む。工作物にあつては、これらに相当する外壁を含む。)までの距離は4メートル以上(住居系用途地域内にあつては、2メートル以上)とし、隣地境界線に沿って中木又は高木による緑化を行うこと。 (5)・(6) 省略
省略		省略	
別表第2 省略		別表第2 省略	
第1号様式～第57号様式 省略		第1号様式～第57号様式 省略	